

令 和 元 年 度

学校安全教室推進事業

交 通 安 全 教 室

【日程】令和元年10月24日（木）

【会場】大阪国際交流センター 小ホール

【主催】文部科学省・大阪府教育庁

# 令和元年度学校安全教室推進事業交通安全教室実施要項

- 1 目的 交通安全教育における各校の課題解決に向けて、教職員の資質と指導力の向上を図り、各校における交通安全教育の推進に資する。
- 2 主催 文部科学省・大阪府教育庁
- 3 日時 令和元年10月24日（木） 14：00～17：00
- 4 会場 大阪国際交流センター 小ホール  
大阪市天王寺区上本町8丁目2番6号  
近鉄「大阪上本町」駅 南へ400m  
大阪市営地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅 南東へ500m  
大阪市営地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅 北東へ500m

## 5 時程等

時刻	内 容	講 師 等
13:30～ 14:00	受付 シミュレーター等 体験	
14:00～ 14:05	開会・あいさつ	大阪府教育庁 保健体育課
14:05～ 15:25	講義 「交通事故の現状とアクティブラーニング手法による交通安全教育」（80分）	一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 普及事業部 次長 彦坂 誠
15:25～ 15:40	休憩（15分） シミュレーター等 体験	
15:40～ 16:10	講義 「自転車関連交通事故防止対策」（30分）	大阪府警察本部 交通総務課 自転車対策室 警部補 中沢 正宏
16:10～ 16:40	実践発表 「地域と連携した自転車通学指導」（30分）	大阪府立東百舌鳥高等学校 教諭 福島 洋平
16:40～ 17:00	事務連絡・シミュレーター等 体験	

※当時は13時半ごろから**自転車シミュレーター体験**・**VRを活用した自転車事故疑似体験**もできますので、希望する方は早めに来場してください。

## 6 対象者

- (1) 府立学校の交通安全教育担当教職員
- (2) 市町村教育委員会の指導主事等及び市町村立学校園の交通安全教育担当教職員
- (3) 私立及び国立の学校園の交通安全教育担当教職員

**【講義】**

**「交通事故の現状とアクティブラーニング手法  
による交通安全教育」**

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会  
普及事業部 次長 彦坂 誠

**【MEMO】**

## 交通事故は、なぜ起くるのか？



## 交通事故対策 4 E

### Enforcement (法執行・取締り)

### Engineering (工学)

### Environment (環境)

### Education (教育)

[ Example (模範・事例) ]

大阪府高等学校交通安全教育指導者研修会  
2019年10月24日

交通事故の現状と  
アクティブラーニング手法による交通安全教育



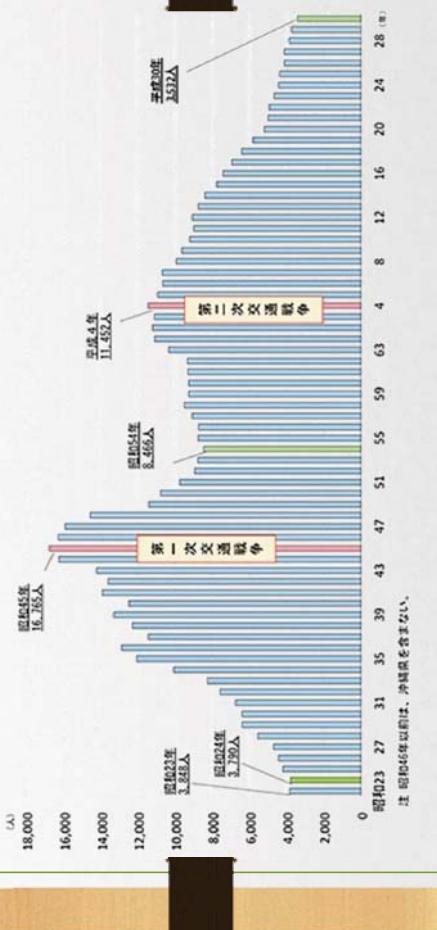
(一財)日本交通安全教育普及協会 彦坂 誠  
普及事業部

## 交通事故の発生要因

1. 無知 初心者  
危険を知らない、経験不足など
2. 無視 若年者  
法律と利益を天秤にかけている
3. 過信 ベテラン  
今まで大丈夫だったから・・・  
加齢に伴う身体機能を補足する必要がある

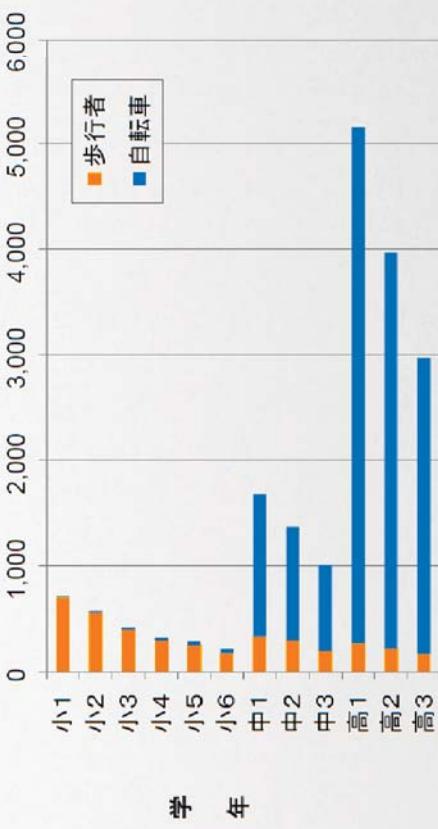
## 交通事故の状況

交通事故死者数の推移（昭和23年～平成30年）

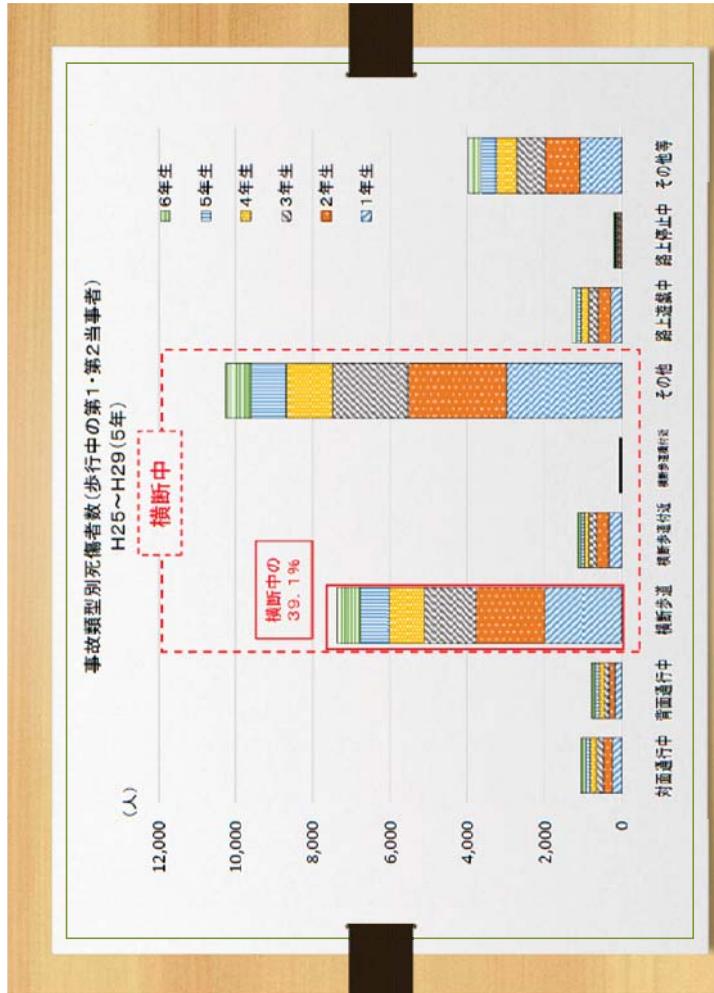
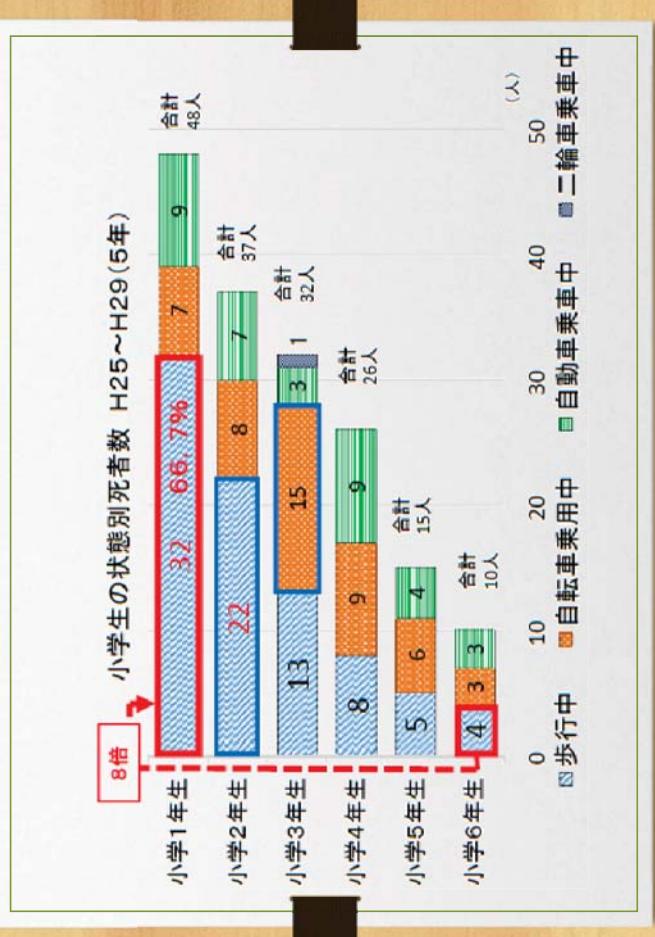
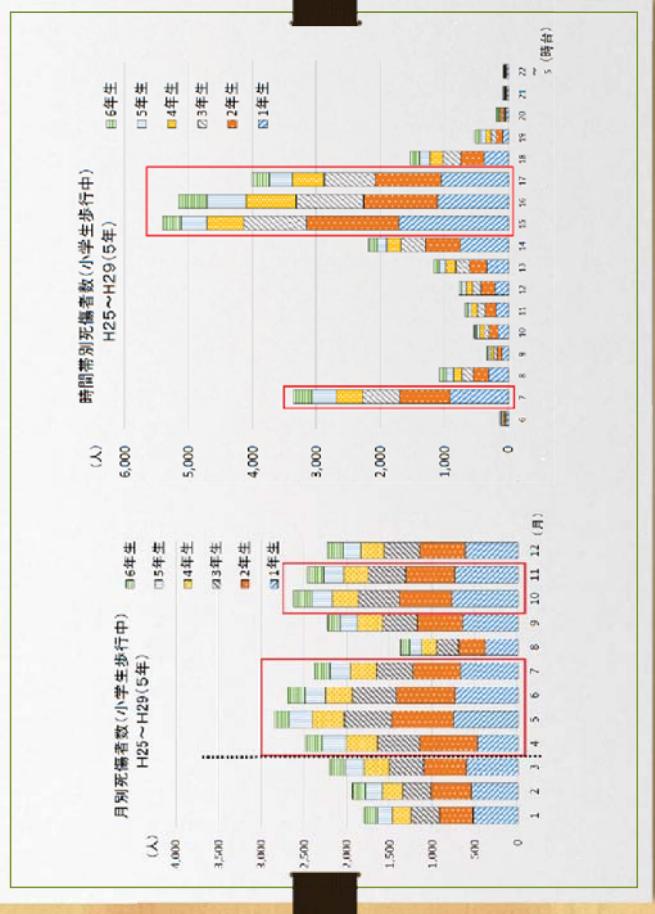


## 小学生的交通事故状況

H24事故統計(警察庁)



「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」  
文部科学省 児童の安全な通学のための教育教材 2013.03 より



## 幹線道路同士の交差点



### 【交通事故防止のポイント】

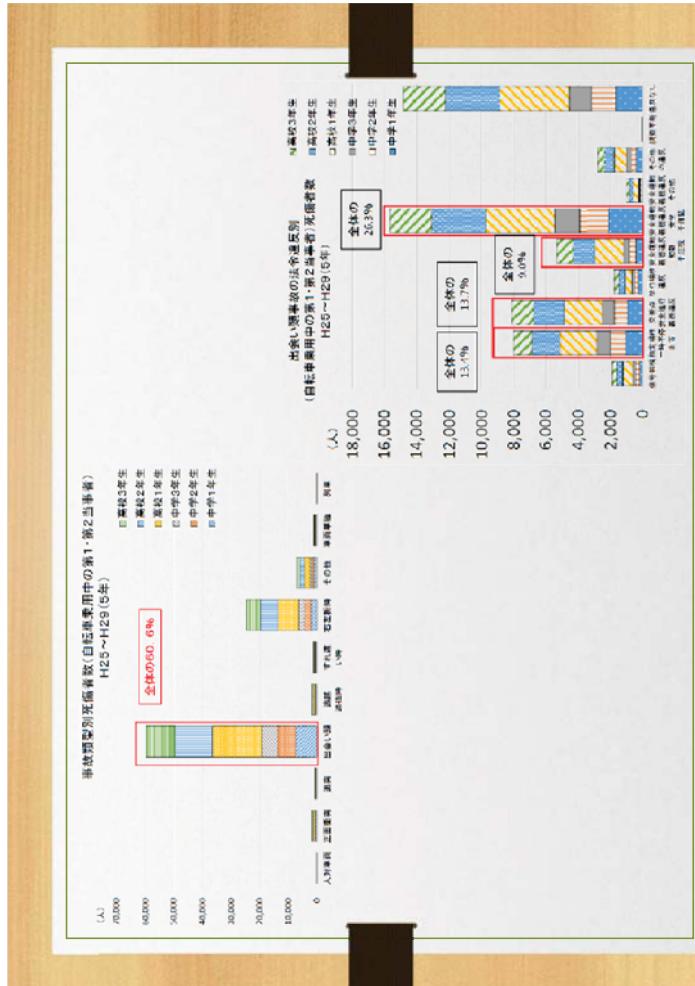
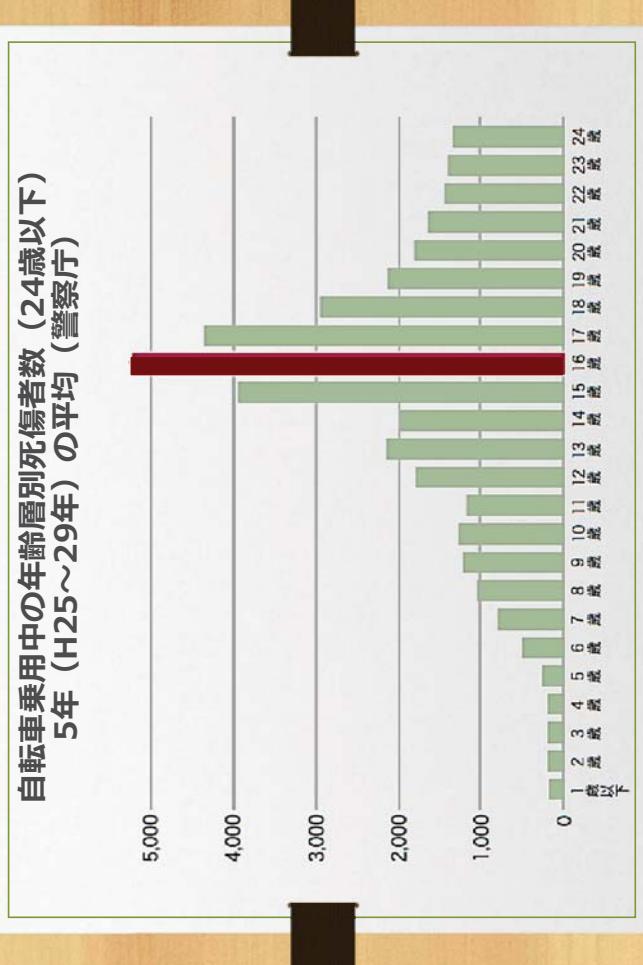
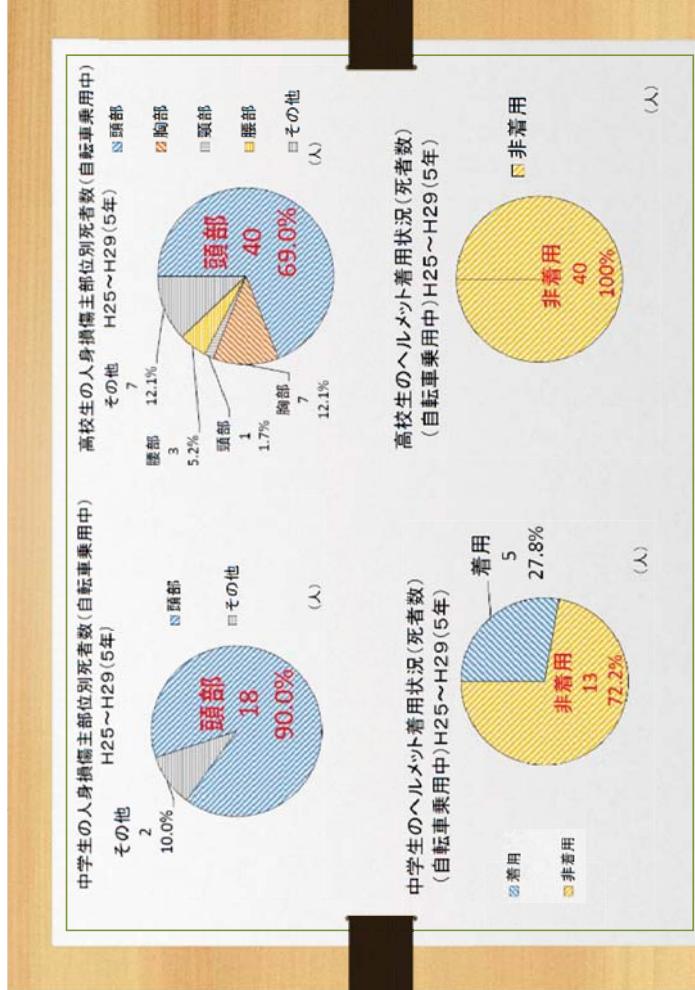
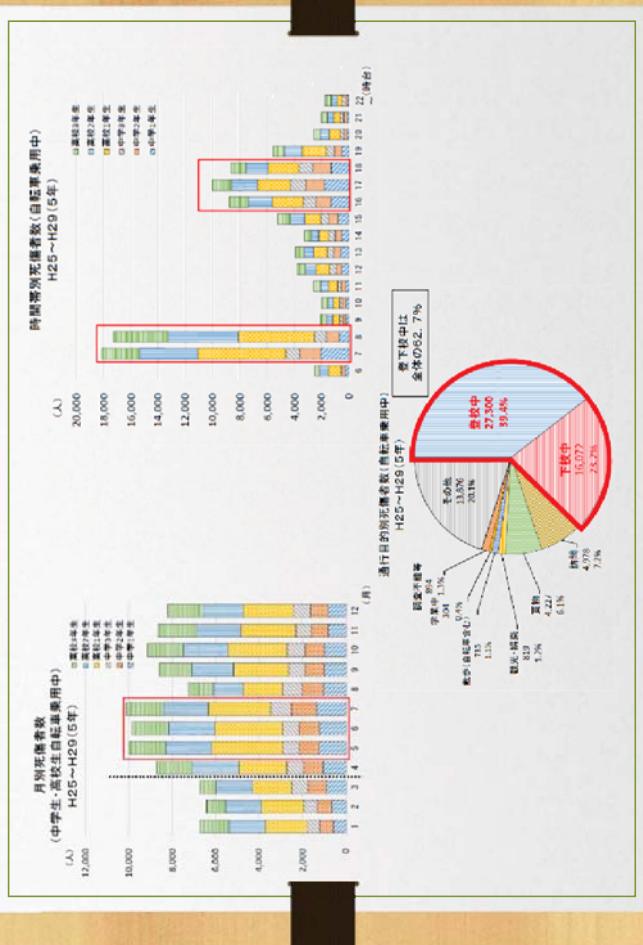
- 大人が「交通ルール遵守の手本を示すこと」「思いやりの気持ちを持つこと」
  - ・子どもに対し、まず、大人が普段から「交通ルール遵守の手本を示す」こと。
  - ・子どもが道路を横断しようとすると、車両運転者やおばあさんは、安全に横断できるようになります。
  - ・運転者も歩行者も、特に子どもに対する「思いやりの気持ちを持つ」こと。
- 子どもへの「横断の仕方」の教育（特に1・2年生）
  - ・横断歩道や信号機がある交差点が近くにあるときは、そこを横断すること。
  - ・横断する前に、青信号や横断歩道でも「立ち止まる」「左をよく見る」「車が止まっていることを確認する」こと。
  - ・横断中であっても「左をよく見る」こと。

※ 教育する上で注意点

- ・新1年生には、4月以降も繰り返し教える。
- ・「子どもたちの目線」で危険な交差点等を確認して教える。
- ・車両（特にトラック等）から子どもは見えにくくなることを教える。

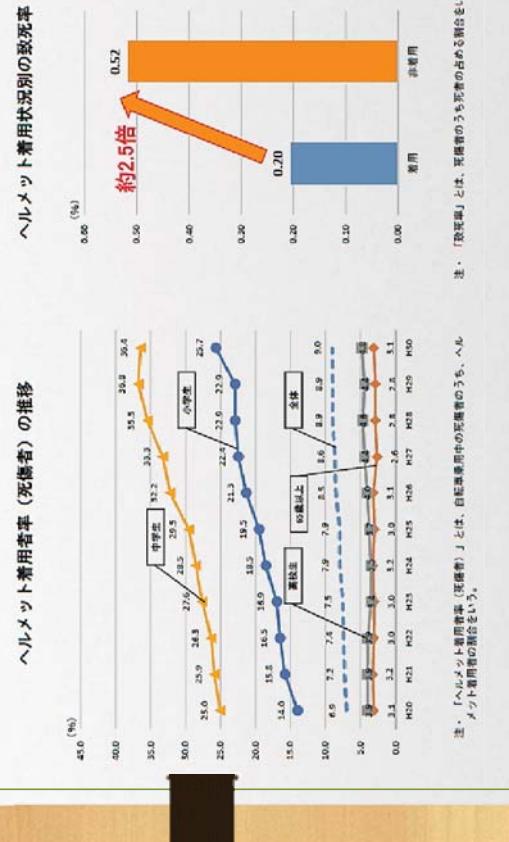
## 「止まる」「見る」「待つ」「もしかして」





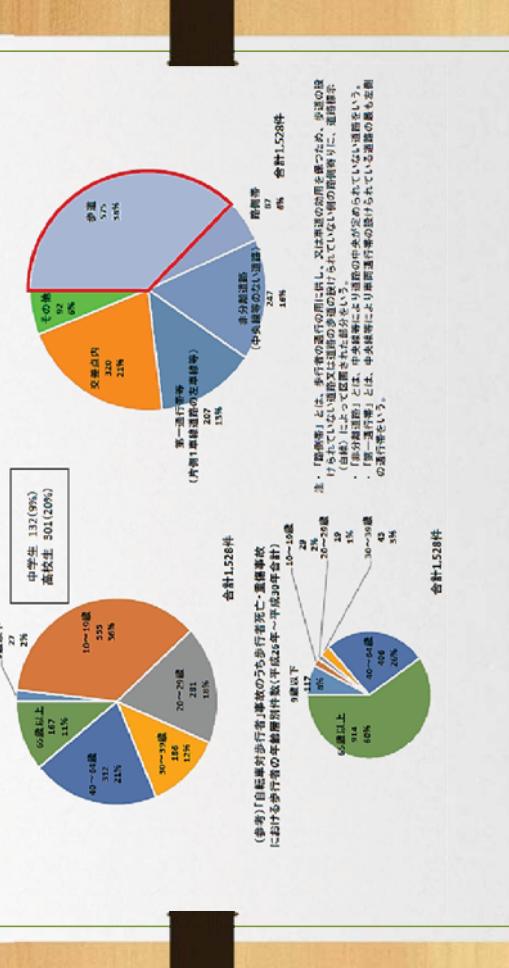
自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率の推移、ヘルメット着用状況別の致死率

図 四 自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率の推移  
(平成20年～平成30年)



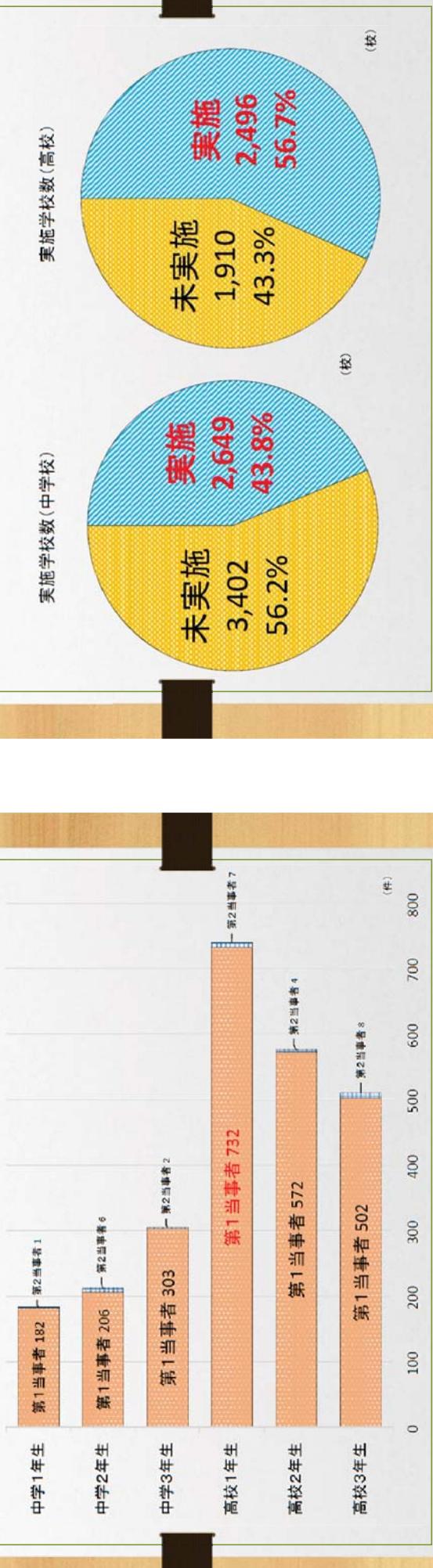
「自転車対歩行者」事故

事故における衝突地点別件数



自転車関連事故件数(対歩行者事故)の学年別・当事者別

H25~H29(5年)



## 【 損害賠償責任保険等の加入確認】



### 【交通事故状況のポイント】

- 自転車乗用中の死傷者は、小6から中1で倍増し、高校1年生（年齢では16歳）が最多。
- 「自転車乗用中の死傷者は、」ヘルメット着用率は、5～7月が多い。
- 「自転車乗用中の死傷者は、」月別：4月から増加し、5～7月が多い。
- 「自転車乗用中の死傷者は、」時間帯別：7・8時台、16～18時台が多い。
- 「自転車乗用中の死傷者は、」通行目的別：登・下校中が多い。
- 「自転車乗用中の死傷者は、」事故類型別：出会い頭事故が多い。
- 「自転車乗用中の死傷者は、」法令違反：安全不確認、指定場所一時不停止等、交差点安全進行義務違反、動静不注意
- 「自転車乗用中の死傷者は、」人身損傷主部位が頭部損傷は、中学生90.0%、高校生69.0%
- 「自転車乗用中の死傷者は、」人身損傷主部位が頭部損傷死者のうち、ヘルメット非着用は中学生72.2%、高校生100%。
- 「自転車乗用中の死傷者は、」自転車通学の生徒にヘルメット着用を勧行している高校は少ない（7.7%）。
- 「自転車乗用中の死傷者は、」中・高校生の自転車乗用中（対歩行者）事故では、第1当事者となった割合は98.9%。特に高校1年生の第1当事者が多い。
- 「自転車乗用中の死傷者は、」損害賠償責任保険等の加入確認を実施している学校は、中学校43.8%、高校56.7%。

### 【自転車事故防止のポイント】

- 特徴としては、「自分は大丈夫」「自分の運転がや」と「自転車安全利用五則」の教育、※自転車は車両であることを意識させる。
- 「歩道通行時の「歩道は歩行者優先で車道を借りる」（すぐに停止するような速度での通行）」、「歩行者の通行を妨げ「そうになれば止まる」ことの徹底。
- 交差点点では「信号を守る」、「一時停止場所では必ず一時停止する」などを行い、しっかりと安全確認すること。
- 運転が不安定になつたり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になつたりする「スマートフォンの使用」、「ヘッドホンの使用」、「傘差し」運動の禁止。
- 「並進」等の危険性の理解。

- ヘルメットの着用
- 「自転車の死亡事故では、頭部損傷によるものが最も多いことから、ヘルメット着用の必要性を周知すること（特に高校生）。」
- ヘルメットの着用については、本人に加えて、家族に着用の理解を促す。
- 相手当事者の救済を図るために損害賠償責任保険等への加入
- 「自転車と歩行者の事故では、自転車側が第1当事者になることが多いことから、万が一の事故に備え、相手当事者の救済を図るための損害賠償責任保険等の必要性について周知。」
- 「損害賠償責任保険等については、家族や学校で相談して加入促進を図ること。」

## 高校生の交通違反の特徴

- 自分は大丈夫と思いつがち。また、自分の運転や運動神経を過信している傾向。
- 交通他者に対しての配慮が不足。
- 交通違反がどのような事故に結びつくかイメージできていない。
- 交通事故の影響を軽んじる傾向にある。  
ex. 軽傷で済むなど

## 自転車での加害事故例

### 事故の概要

判決認容額	事故の概要
9,521 万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で歩行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（52歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識（神戸地方裁判所、2013年7月4日判決）
9,266 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、2008年6月5日判決）
6,779 万円	男性がタ方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。（東京地方裁判所、2003年9月30日判決）
5,438 万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）に衝突。女性は頭蓋骨内損傷等で11日後に死亡した。（東京地方裁判所、2007年4月11日判決）
4,746 万円	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性（75歳）に衝突。女性は頭蓋骨等で5日後に死亡した。（東京地方裁判所、2014年1月28日判決）

※ 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。

※ 上記裁判の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

※ 日本損害保険協会調べ

## 交通安全とは？

### 1. 感情コントロールと交通社会との共生＝道路は「みんなのもの」

- ① 様々な交通他者がいる（クルマ・バイクなど、障がい者や高齢者）
- ② 交通（混合）とは「交通他者と会話する」こと
- ③ 感情コントロール（急ぎ、焦りなど）

### 2. 親子でリスク情報を共有する＝リスクある道路交通環境への適応

- ① どんな場面が危ないか、どんな行動が危ないか共有する
- ② 子どもは親を見ている → 子どもは安全な行動を知っている  
→ 親の危険行動が子どもに影響する
- ③ 交通他者の行動観察から「自分の危険行動」を学ぶ（ミラーリング）
  - 他者視点から自分の行動を意識する
  - 他者の行動と自身の行動を比較する
  - 理想の姿と比較する
- ④ リスク回避 → 危険予測学習を取り入れよう

## 児童に対する 交通安全教育について

### 小学校低学年の特性

- 衝動的な側面を持つ（「飛び出し」につながる）
  - ・夢中になると、見えるものも見えなくなる
  - ・そのときどきの気分によって行動が変わる
- 言葉だけではよく理解できない
  - ・「具体例」と「体験」による学習が必要
- ものごとを単純にしか理解できない
  - ・「見えない危険」への理解がしづらい
  - ・ルールを守つていれば、絶対に安全だと認識している
- 大人を頼ったり、大人のまねをしがち

### 衝動的な側面を持つ

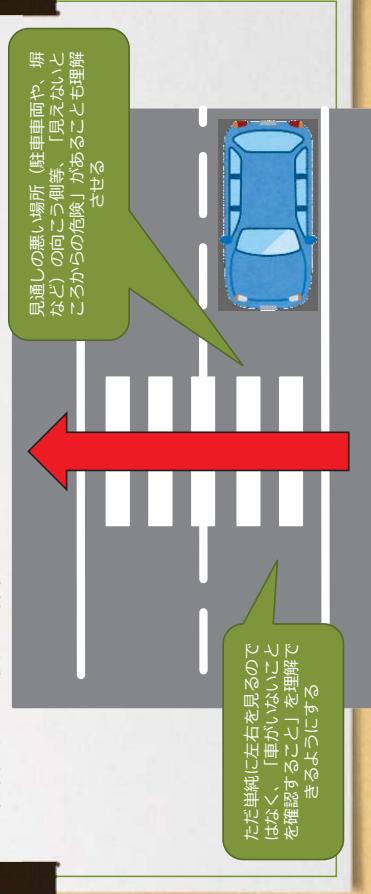
- 一般的な性格として、衝動的な側面を持つ
- 事故原因として多い「飛び出し」につながる
- 脳の発達上、正しい道程である
  - ・個人差はあるが、決して「欠点」ではない
- これらに配慮した教育の必要性
  - ・子どもの特性を理解する
  - ・飛び出しが発生しそうな場所への立哨 等

## ことばだけではよく理解できない

- たとえ話や、講話だけでは理解しづらい
- 実際に、体験を通した訓練を行つ
  - ・校庭に模擬的な道路を設定し、全員が体験する 等
  - ・単に「右・左・もう一度右」ではなく「右の何を見るのか」
  - ・ちゃんと安全を確認できているか？（首を「右・左」と言われるままに、左右に振つていいだけではないか？）

## 【 体験を通した訓練の例 】

- ・グランドに白線と実際の車で以下のようなコースを設定
- ・体験前に、状況の説明と正しい横断方法の実演
- ・児童が横断を体験
- ・できていない点を抽出（首を振つてているだけ等）
- ・できていない点を解説、正しい方法の実演
- ・再度、児童が横断を体験



## ものごとを単純にしか理解できない

- 「見えない危険」への理解がしづらい
  - ・見える危険（顕在的危険）  
例：車が向こうから来ている
  - ・見えない危険（潜在的危険）  
例：見通しの悪い角の向こうから、車が来るかもしれない

## 見える危険と見えない危険の例



## 青信号の交差点を横断する時の危険 (危険予測学習の例)



## 中・高校生にに対する 交通安全教育について (自転車教育)

### ものごとを単純にしか理解できない

- ルールを守つていれば、絶対に安全だと認識している
- 交差点での青信号横断時の巻き込み事故が増えている
  - 右左折車の巻き込み事故等、「ルールを双方が守っている中の事故が起きることがある」、と理解しづらい
- これらの点を踏まえた安全教育をする必要性
  - 映像や画像を用いた危険予測学習 等

### 大人を頼る、まねをしがち

- 児童は大人の様子をよく見て、まねをする
- 先生方や保護者も交通ルールやマナーを守り、きちんとお手本を示すことが大切
- 交通安全教育は「継続」が重要
  - その場だけで終わらず、保護者の理解も得て、家庭でも指導をしていただく

**地域連携型自転車モデル事業について**

地域の交通安全教育センターである自動車学校を指導者とし、より実効性のある交通安全教育を実施する。  
実施時間に合わせ、「法規学習」「グループディスカッション」「体験学習」を実施する。

- 主催：県教育委員会・開催高等学校・協力自動車学校
- 共催：(一財)日本交通安全教育普及協会
- 協力：(一社)日本自動車工業会

※ 兵庫県および山形県においてモデル事業を実施。

#### 【主なカリキュラム】

約120名を対象に2項目			
時間	2クラス	2クラス	内容
0:00～0:05	5	開会式	
0:05～0:35	30	法規学習	体験学習（イヤホン・死角）
0:35～0:45	10	移動・休憩	
0:45～1:15	30	体験学習（イヤホン・死角）	法規学習

鶴岡中央高校×鶴岡自動車学園（約380名）			
約240名を対象に3項目			
時間	1年	2年	3年
0:00～0:10	10		開会式
0:10～0:15	5		移動・休憩
0:15～0:55	40	法規学習	グループディスカッション
0:55～1:00	5	移動・休憩	体験学習
1:00～1:40	40	グループディスカッション	法規学習
1:40～1:45	5	移動・休憩	
1:45～2:25	40	体験学習	グループディスカッション

#### 【カリキュラムの例】

#### イヤホン等使用運転の危険性体験



歩道通行を想定した狭路走行体験

#### 実施上のポイント

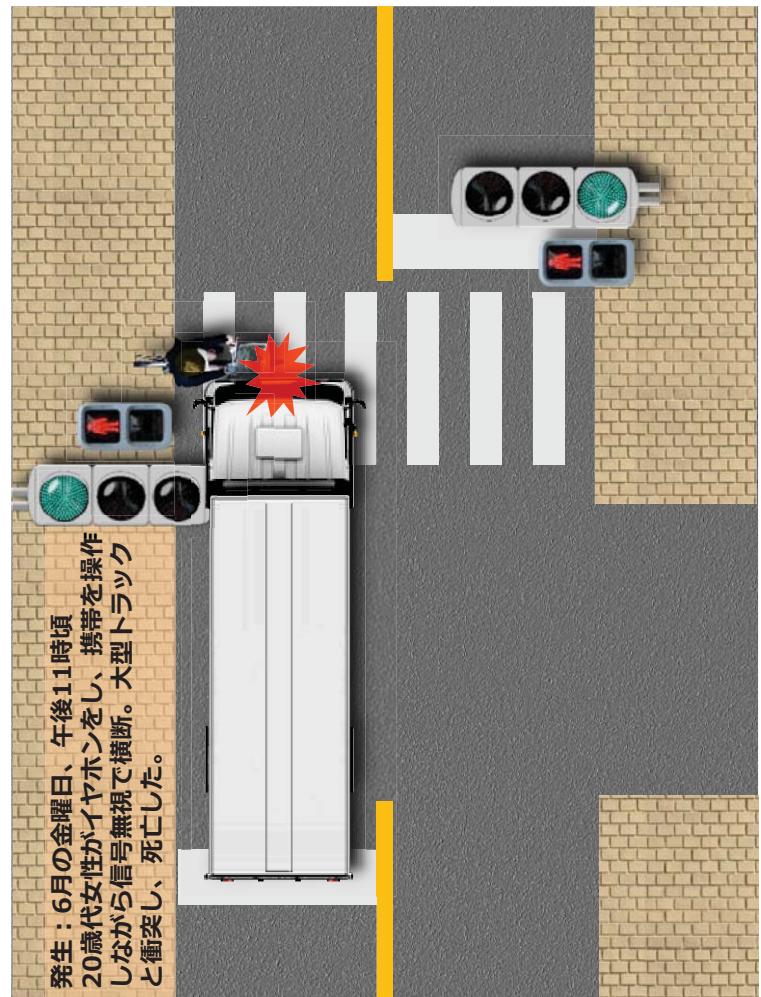
- 自動車学校は免許取得だけでなく、地域に対して交通安全教育を実施する責務を負っているので、まずは気軽に相談してみる。  
→ 幼少中・大学、企業には、すでに交通安全教育を実施していることが多い。
- 予算などにおいても、相談をしてみる。  
→ PRの場と捉える自動車学校も少なくない。
- 大人数の生徒を移動させることは決して上手ではない。  
→ 当日、担任の引率は不可欠。  
→ 学年単位での実施など、なるべく人数を少なくする。
- 最近、自動車学校も人手不足であるため、協力人数に限りがある。  
→ 「全員体験」などの大人人数を要する場合は相談。
- ドライバーとしての意見をカリキュラムに取り入れる。  
→ 路上教習で、生徒の通学風景を知っている。
- 自動車学校によつて、スキルが異なる。  
→ あくまで一民間企業であるため、複数に当たつてみる。

## ◆自転車の男に禁錮刑

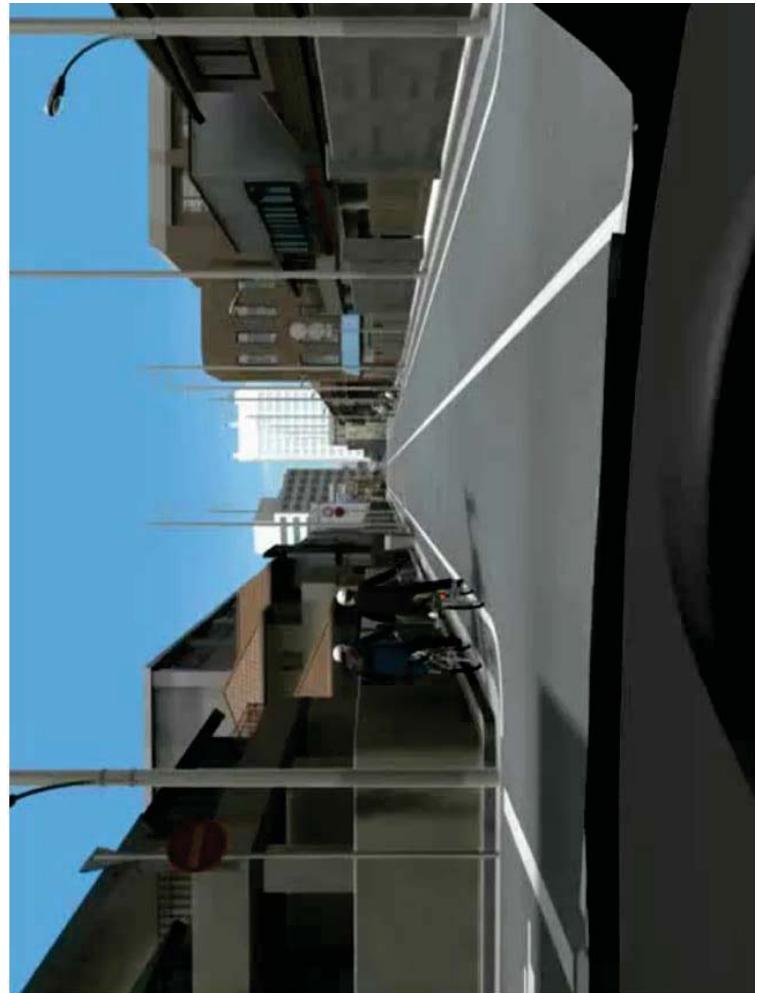
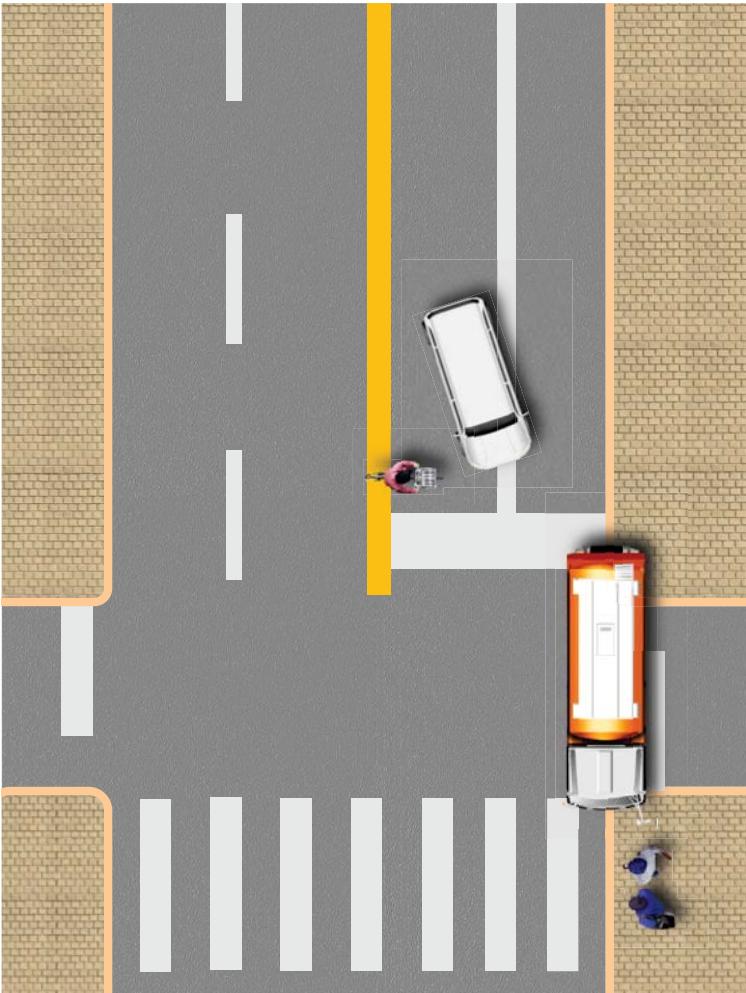
大阪市浪速区でタンクローリーが歩道に突っ込み男性2人が死亡した事故を誘発したとして、重過失致死罪に問われた無職の被告(60)に対し、大阪地裁(真鍋秀永裁判官)は28日、禁錮2年(求刑禁錮3年6月)の判決を言い渡した。真鍋裁判官は「被告の行為が死亡事故につながるることは予見できた」と指摘した。被告は無罪を主張していた。

判決によると、被告は今年5月12日、左右を十分に確認しないまま、自転車で国道を横断。走行中のライトバンに無理な車線変更をさせ、ライトバンを避けようとしたタンクローリーに急ハンドルを切らせて、事故を誘発した。

平成23年11月30日(火)  
毎日新聞



発生：6月の金曜日、午後11時頃  
20歳代女性がイヤホンをし、携帯を操作しながら信号無視で横断。大型トラックと衝突し、死亡した。



## 自転車事故の当事者責任

### 1. 刑事上の責任

「重過失致死傷罪」：5年以下の懲役もしくは禁錮、または100万円以下の罰金

### 2. 民事上の責任

損害賠償金の支払い：最高例は約1億円

### 3. 道義的責任

被害者へ誠実に謝罪、見舞い、償つ。

### 4. 行政上の責任

自動車運転免許等の停止処分等

自己理解を促すための  
グループディスカッションの進め方  
＝アクティブラーニング手法による交通安全教育＝

## 自転車で事故を起こした時の義務

### 1. 救護措置、危険防止措置義務

負傷者を助け、保護する（119番通報）。  
負傷者の危険防止措置をする。

### 2. 報告義務

警察官への報告義務（110番通報）。  
事故現場から立ち去ってはいけない。

※ 義務を怠ると、ひき逃げ事件となる。

### 交通違反や交通事故による 将来への影響

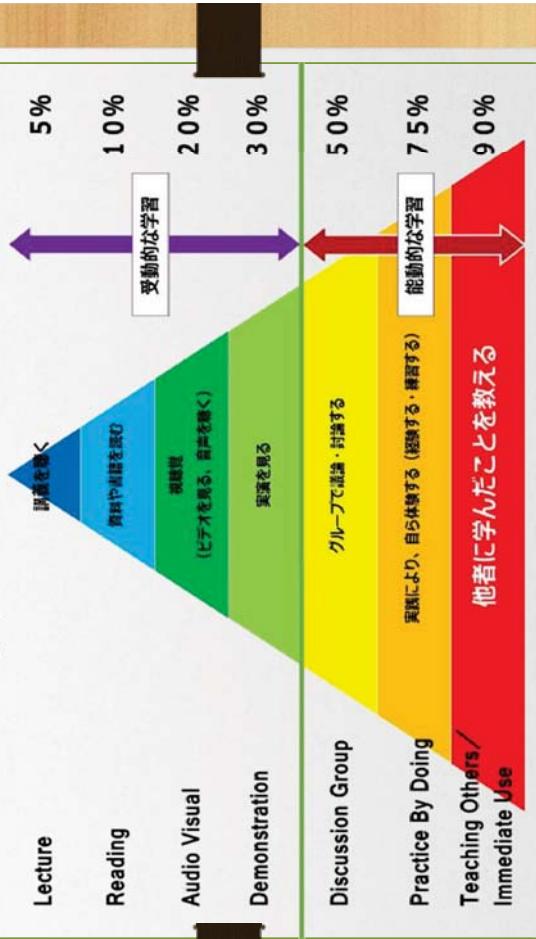
- 「罰金以上の刑」によつて免許を与えないことがある  
**医師・看護師・教育職員・国家（地方）公務員・介護福祉士・調理師等**
- 「禁錮以上の刑」によつて免許を与えないことがある  
**教育職員・国家（地方）公務員・介護福祉士・宅地建物取引業等**
- 「禁錮以上の刑」によつて免許を与えないことがある  
**建築士・酒類販売業等**

## グループ・ディスカッションで動機づけを強化

### 「グループ・ディスカッション」の教育効果

- **受動的学習から能動的学習へ**  
受講者にとっては、上から一方的に伝える指導ではないため、心理的な反発力緩和され、受け入れやすくなる。  
また、受講者自らが、**主体的・協動的**に学習することができため、受講者の参加意欲や集中力を高め、学習効果を上げることができます。
- **集団による相互作用で課題に対する理解が進む**  
他者の意見に接することによって、自分が思いつかなかつた問題点や解決方法に気づくことができる。
- **望ましい安全行動についてグループで決定する**  
集団決定に自ら参加することで、ルールを守る強い自覚を促すことができる。

## アクティブ・ラーニング（能動的学習）平均学習定着率 Learning Pyramid (ラーニング・ピラミッド)



## 交通事故を自分事として「意識」するためには

### STEP 1

#### (安全の基準を明確化)

安全行動と危険行動を具体的に自分自身が理解

・交通ルールを正しく理解する

・安全な交通行動を理解する（自分と他者にとつて）

### STEP 2

#### (行動を変えようとする意識)

事故に遭つたり、起こしたりしたくないと自ら強く望む  
・交通事故による影響を具体的にイメージする

(手法)  
**トラブル・アクシデント・ストーリーで、**  
**具体的にイメージ**  
交通事故によって誰にどのような影響を与えるのかを  
具体的に考えてもうう

## 交通事故を自分事として「意識」するためには

## グループ・ディスカッションの展開例

### 展開例 (50分) ※グループ分けは1グループ、4~8名程度とする

#### ① 導入・説明 (5分)

- ・課題と討議のルール等の説明を行う。(資料の配布等)
- ・アイスブレーク(緊張をほぐすために、自己紹介後あだ名を決める等)
- ・役割決め(司会、書記、発表者、タイムキーパー、レフェリー等)

#### ② 個人学習 (5分)

- ・課題に対して、周りに相談せずに自分で考える。

#### ③ グループ学習 (20分)

- ・個人で考えた意見を持ち寄り、グループで出し合った意見をまとめ、もう一度深く掘り下げて話し合う。

#### ④ 全体発表 (15分)

- ・他のグループのさまざまな意見を共有することで、考えを深める。
- ・振り返り (5分)  
・個人、グループ学習や全体発表を通じて、気づきを得ることで、今後の行動計画を設計する。(自分自身がどのように行動すれば、事故を回避できるのかを計画する)

## グループ・ディスカッションの展開例

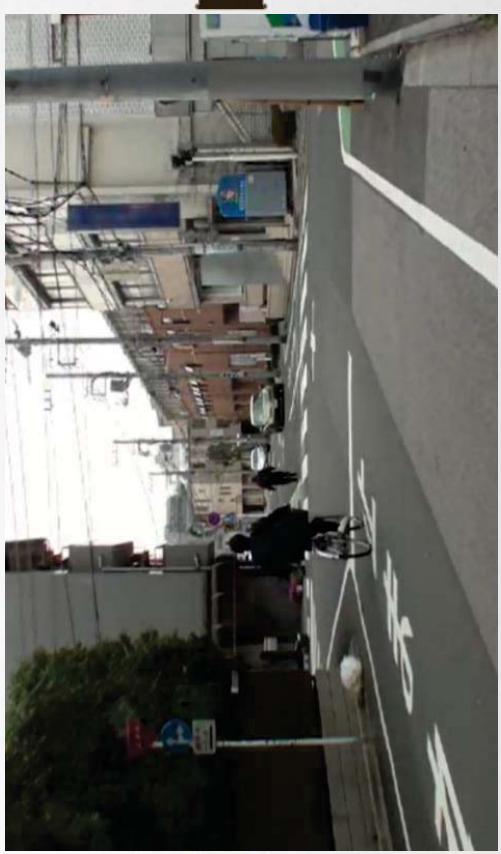
### 【展開パターン】

①生徒: 40名 場所: 教室 時間: 50分

### 定点観測 (一時停止交差点)



### 定点観測 (一時停止交差点)



## STEP3 (何ができるか、何ができないのか) 自分自身の行動を客観的に評価する

- ・STEP1, 2を経て、正しく自分の行動を評価する

### (手法) 自己理解を促すディスカッションで、自己評価

- ・他者の視点から自分の行動を意識する
- ・他者の行動と比較する
- ・理想的自分と比較する



## 定点観測（一時不停止）

動画をもとに話し合ってください。

- ① どのような交通違反がありましたか？
- ② どのような危険が予測できますか？
- ③なぜ、危険な行動をしてしまうのか？
- ④どうしたら安全に行動できますか？

## トライック・アクシデント・ストーリー



## トライック・アクシデント・ストーリー

交通事故発生場面を見て物語を作ってください。

- ① 発生日時（いつ頃・何曜日・何時ごろ）
- ② 事故の主な原因（誰が、どのような違反）
- ③ 自転車運転者の年齢・体調
- ④ 事故前の心理状態
- ⑤ この事故によるけが人
- ⑥ この事故による被害・障害の程度

## グループ・ディスカッションの進め方ルール

話し合いをスマーズに進めるために

- 発言には制限なし。自由に意見を出し合う。
- 愚痴や文句は厳禁。前向きに明るく話し合う。
- 他の人の話をよく聞いて、意見を尊重する。
- 他の人の意見から、発想を広げる意識を持つ。
- 発言は数を重視する。質は後からついてくる。

アイスブレーク

自己紹介をしてください  
「実は私、こう見えて○○なんです」

**職務の話はナシ**

**定点観測（一時不停止）**

個人学習

①どのような交通違反がありましたか？

②どのような危険が予測できますか？

演習

交通場面観察（一時停止のある交差点）



## 定点観測（一時不停止）

自分の行動を振り返る

- A まったく同じ行動をしている
- B たまには同じ行動をしてしまう
- C こんな危ない行動はしない

## 定点観測（一時不停止）

グループ討議

- ③なぜ、危険な行動をしてしまうのか？
- ④どうしたら安全に行動でできますか？

## 定点観測（一時不停止）

グループ討議

- ③なぜ、危険な行動をしてしまうのか？
- ④どんな理由、どんな気持ちで？

## 定点観測（一時不停止）

グループ討議

- ③なぜ、危険な行動をしてしまうのか？
- ④どうしたら安全に行動でできますか？
- ④どうしたら安全に行動でできますか？
- 模範解答ではなく、自分が本当にできること。

## 私の行動目標

自分の一生で、できること。

署名 \_\_\_\_\_

◆具体的な防止策について  
「いつ」「だれが」「どこで」「何を」「どうする」

◆影響について

1. 本人
2. 家族
3. 学校や進学
4. クラブ活動
5. 社会的影響 (SNSなど)

## 交通事故の責任

いざというときには保険があるから・・・

行政責任：免許停止・取り消し

刑事责任：罰金、禁錮、懲役

民事責任：賠償責任

社会的責任：社会的信用の低下、  
SNSなどによる情報の拡散

**保険が力バーするのは民事責任だけ！**

## トラフィック・アクシデント・ストーリー



## トラフィック・アクシデント・ストーリー

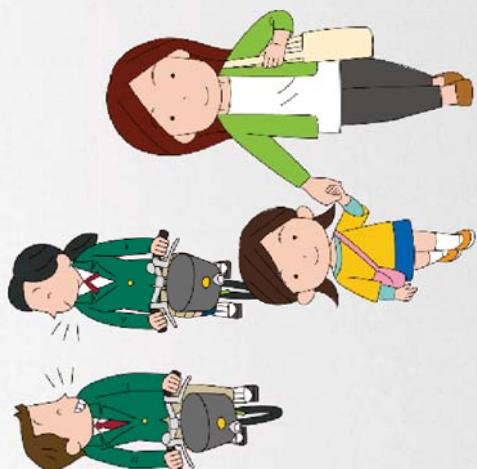


お疲れ様でした



一般財団法人 日本交通安全教育普及協会  
普及事業部 彦坂 誠  
〒101-0031 東京都千代田区東神田1-9-8 THE WAVES AKIHABARA 7階  
☎ 03-5835-3071  
e-mail hikosaka@jatras.or.jp

## トラフィック・アクシデント・ストーリー



## トラフィック・アクシデント・ストーリー



**【講義】**

**「自転車関連交通事故防止対策」**

**大阪府警本部 交通総務課 自転車対策室  
警部補 中沢 正宏**

**【MEMO】**

## 自転車関連事故発生状況（過去5年間・経年推移）



全事故に占める自転車関連事故の割合は、全国平均が約2割のところ、大阪は、約3割で推移

## 令和元年の自転車関連事故発生状況（8月末）

	令和元年8月末	平成30年8月末	対前年比	全事故に占める割合
発生件数	6,591件	7,258件	-667件	32.7% (-0.5%)
死者数	17人	15人	+2人	+13.3%
負傷者数	6,489人	7,156人	-667人	-9.3%

8月末時点での件数、負傷者数、死者数は、  
全国ワースト2！

## 自転車関連交通事故防止対策

### 大阪府警察本部交通総務課自転車対策室

## 自転車関連事故ワースト都道府県の推移

	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
件数	1 東京 2 大阪 3 埼玉	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 東京 2 大阪 3 愛知							
死者	1 愛知 2 東京 3 大阪	1 大阪 2 愛知 3 埼玉	1 大阪 2 愛知 3 埼玉	1 大阪 2 愛知 3 埼玉	1 東京 2 愛知 3 埼玉	1 大阪 2 東京 3 埼玉	1 東京 2 大阪 3 愛知			
負傷者	1 東京 2 大阪 3 埼玉	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 東京 2 大阪 3 愛知							

昨年、ワースト連続記録を返上したものの、人口10万人当たりの発生件数で見ると、依然大阪が1位になります！

学校の先生方は、  
大変お忙しいと思います。  
ですが・・・

子どもたちの「命」を守るために  
警察だけではなく、  
家庭や学校での交通安全教育が  
欠かせません・・・



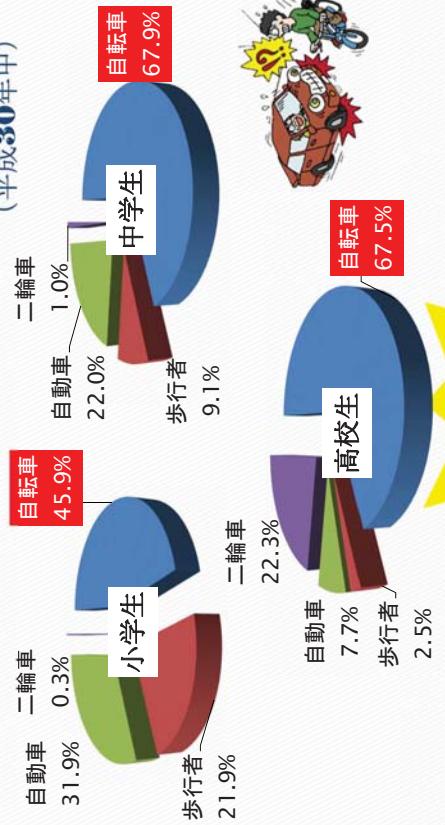
## 自転車関連事故の学年別負傷者数 (平成30年中)



年齢に応じた段階的な交通安全教育により、  
自転車を安全に利用する知識・技能の取得が  
非常に重要になっています！



## 自転車関連事故の状態別死傷者数 (平成30年中)



小中高の事故のうち、どの学齢においても  
自転車関連事故が一番多い



# 対象者の年齢等に応じた交通安全教育

- ・親と一緒に運転（歩道通行可能な年齢）  
・交通ルールの基本を覚える

- ・行動範囲の拡大（車道通行が原則）

- ・危険の予測・回避、社会的責任の認識

- ・通学での利用（車道通行が原則）

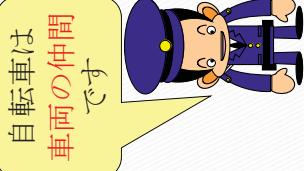
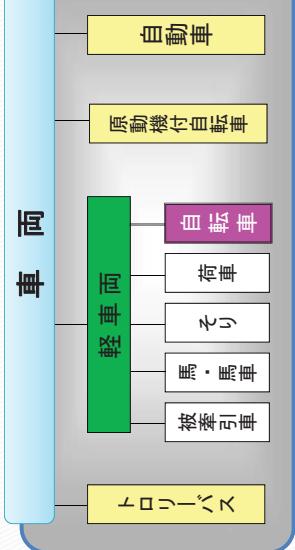
- ・交通事故が多発する時期  
・危険の予測・回避、社会的責任の認識

- 指導ポイントについて  
① 自転車の正しい通行方法  
② 自転車の違反行為  
③ 自転車運転者講習制度  
④ 自転車保険への加入



## 自転車の定義

- 車両の定義 [道交法第2条第1項第8号]  
⇒自動車、原動機付自転車、**軽車両**及びトロリーバスをいう。
- 軽車両の定義 [道交法第2条第1項第11号]  
⇒**自転車**、荷車その他の人の力もしくは動物の力により、または他の車両にけん引されるもので、レールを必要としない車をいう。
- 自転車の定義 [道交法第2条第1項第11号の2]  
⇒ペダル又はハンド・クラッチを用い、かつ、**人の力**により運転する**二輪以上**の車で、レールを必要としないもの。



## 自転車安全利用五則

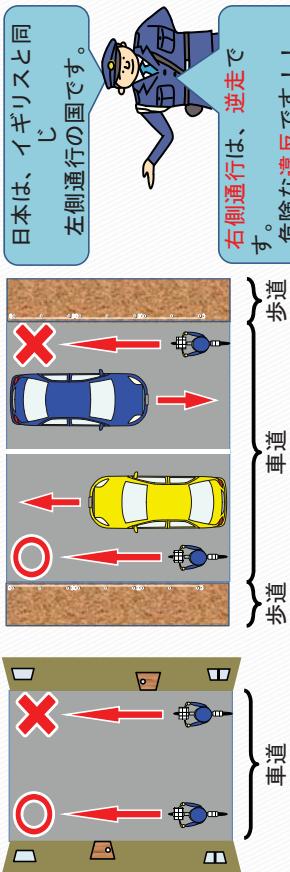
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

道路交通法により、13歳未満の児童や幼児を保護する責任のある者は、児童自転車に乗車させるとときは、乗車用ヘルメットを必ずさせるよう努めなければならない。



## 自転車の走行する場所

- 車道通行 「道路交通法第17条第1項抜粋」  
⇒自転車は、歩道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。  
(この限りでない。)
- 左側通行 「道路交通法第17条第4項、第18条第1項抜粋」  
⇒自転車は、道路(車道)の中央から左側部分の左側端に寄つて通行しなければならない。



## 自転車が歩道通行できる場合

普通自転車の歩道通行 [道路交通法第63条の4第1項]  
⇒普通自転車は、次の場合には、歩道を通行することができます。

例外規定!

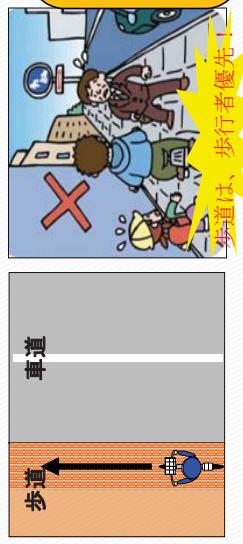
①歩道通行可の標識・ 標示がある場合	②子供や高齢者、身体障がい者 が運転する場合	③車道又は交通の状況に照らし 通行の安全を確保するため、 やむを得ない場合
道路標識	道路標示	道路工事や駐車車両が多い等 の理由で車道通行が困難な場 合など

13歳未満の子供  
70歳以上の高齢者

中学生以上は、原則①か③に該当しなければ、歩道通行はできません！

## 歩道を走る時の注意点

- 歩道通行の方法 「道路交通法第63条の4第2項」  
⇒歩道を通行するときは、次の事項を守らなければならない。
  - ①歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。(歩行者の有無にかかわらず)
  - ②歩行者の通行を妨げるごととなるときは、一時停止しなければなりません。



車道の左側通行が原則です！ 歩道通行は、例外です！

自転車事故全体は減少しているにもかかわらず  
「自転車対歩行者」の事故は増加傾向！

(件)

年	自転車全事故	自転車対歩行者
H25	14,571	13,228
H26	13,228	12,222
H27	11,611	11,089
H28	11,089	11,070
H29	11,070	11,070
H30	11,070	11,070

歩道走行中に歩行者に「ベル」を鳴らすのはもってのほか！  
歩道は、「歩行者のための道」で、歩行者が優先です。

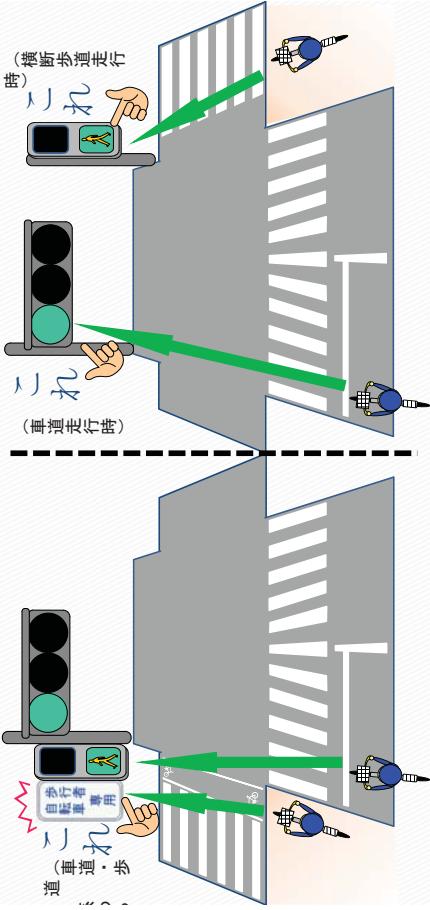
## 交差点横断時の注意点

- 自転車横断帯による交差点進行 [道交法第63条の7第1項]  
⇒ 交差点に自転車横断帯があるときは、自転車はその自転車横断帯を通行しなければならない。



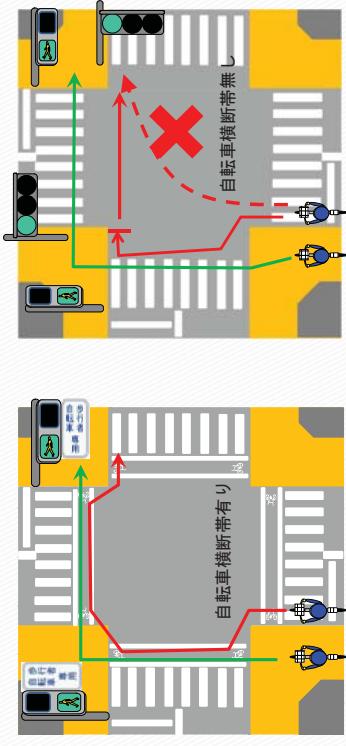
## 交差点での従うべき信号

- 行人・自転車専用信号に従う義務 [道交法第7条、施行令第2条第5項抜粋]  
⇒ 「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、自転車は、その信号に従って通行しなければならない。



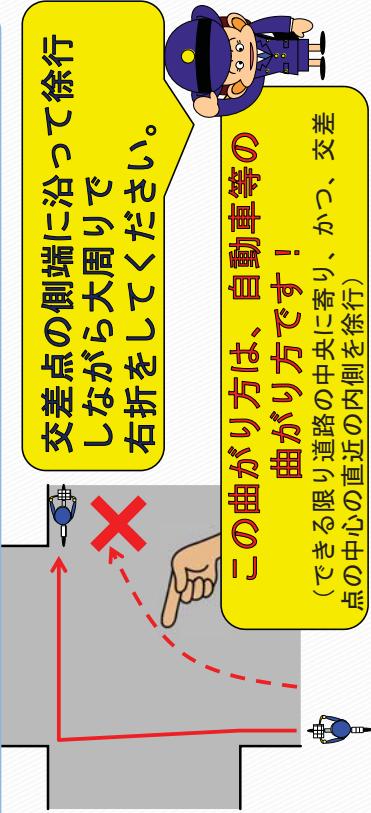
## 交差点の右折方法

- 自転車横断帯による交差点進行 [道交法第63条の7第1項]  
⇒ 交差点に自転車横断帯があるときは、自転車は、その自転車横断帯を進行しなければならない。
- 自転車横断帯がない交差点での右折 [道交法第34条第3項]  
⇒ 自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄つて、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。



## 信号のない交差点は、どうやって曲がればいいですか？

- 【道交法第34条第3項】  
自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄つて、交差点の側端に沿つて、交差点に寄つて、右折をしなければならない。



## 一方通行路の通行ルール

- 通行の禁止等 「道交法第8条第1項」  
⇒自転車は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路またはその部分を通行してはならない。
- 左側通行等 「道交法第17条第4項、第18条第1項抜粋」  
⇒自転車は、道路（車道）の中央から左側部分の左側端に寄つて通行しなければならない。



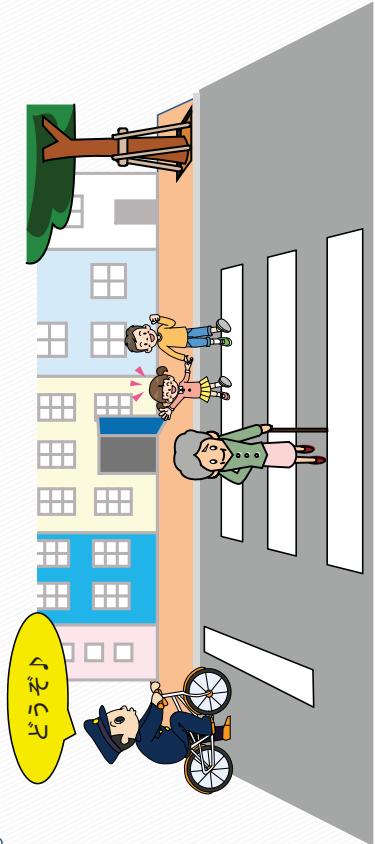
## 安全ルールを守る

- 酒気帯び運転の禁止 「道交法第65条第1項抜粋」  
⇒何人も酒気を帯びて車両等（自転車）を運転してはならない。
- 並進の禁止 「道交法第19条」  
⇒自転車など整車両は、他の整車両と並進してはならない。
- 二人乗りの禁止 「道交法第57条第2項、大阪府道路交通規則第11条」  
⇒自転車第52条第1項、大阪府道路交通規則第10条第1項。
- 夜間はライトを点灯 「道交法第52条第1項、大阪府道路交通規則第10条第1項」
- 一時停止の遵守 「道交法第43条」  
⇒車両等（自転車）は、一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の（停止線）の直前で一時停止しなければならない。



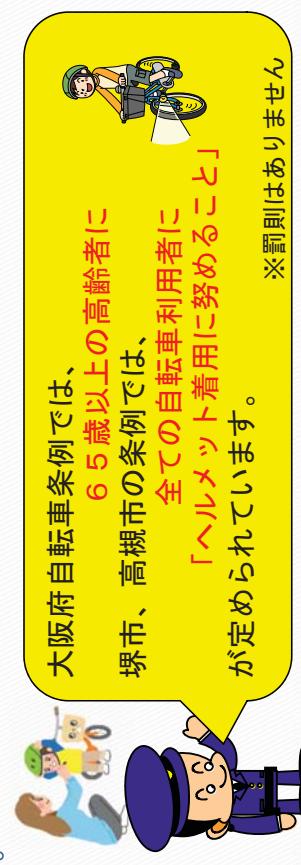
## 横断歩道通行時のルール

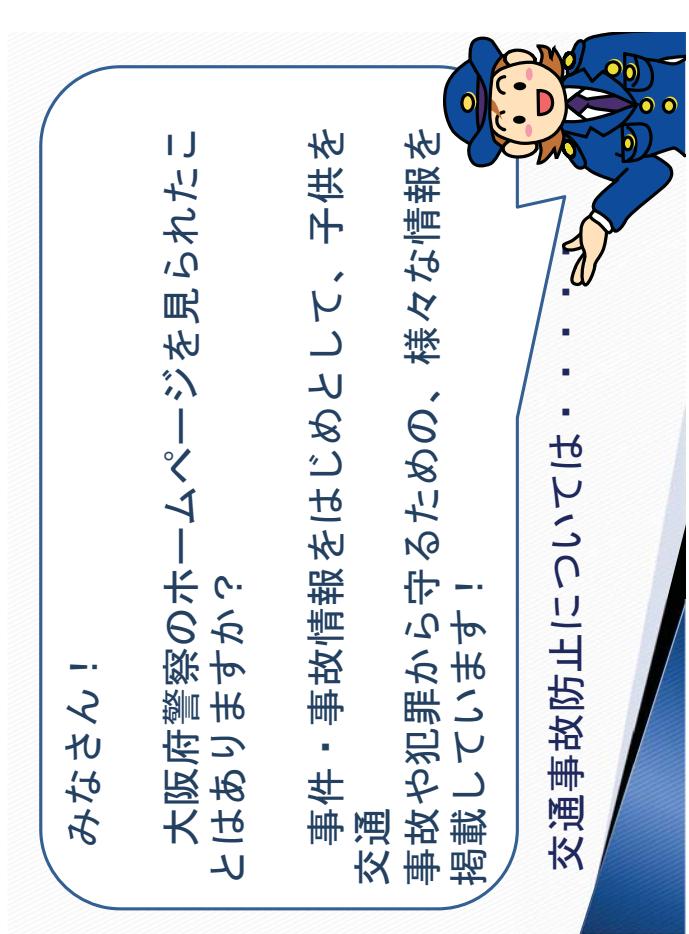
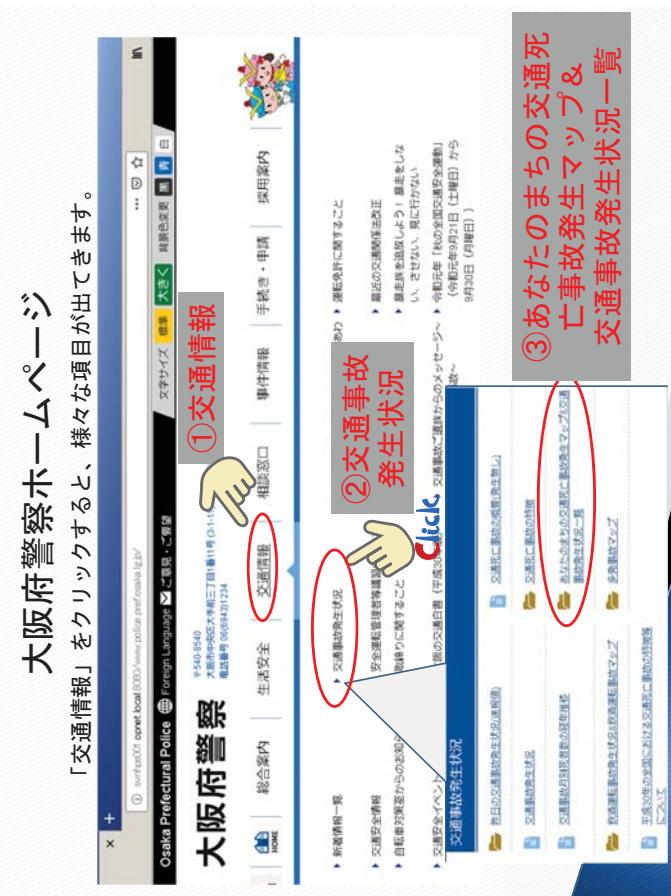
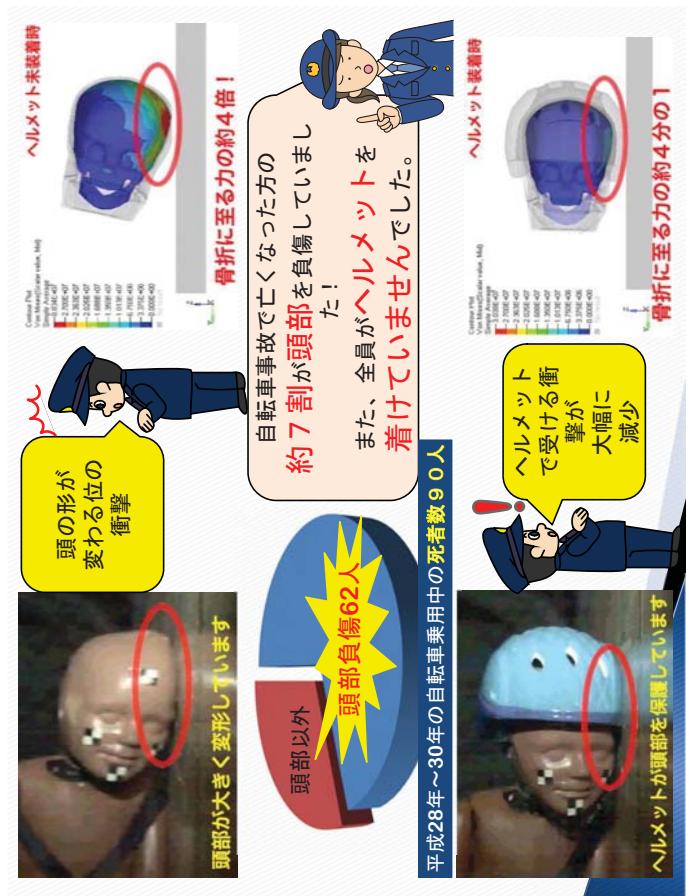
- 横断歩行者等がいる場合の一時停止 「道交法第38条第1項」  
⇒自転車は、その進路の前方の横断歩道等を離断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。



## ヘルメットの着用

- 児童・幼児のヘルメット着用 「道交法第63条の1」  
⇒児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるとときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。





ホームページの「自転車対策室からのお知らせ」にも、啓発チラシやルールブックを掲載しています。



その他

- 視聴覚教材（DVD）等の活用
- （大阪府交通安全協会が貸出ししています。）
- 交通安全テスト、ペーパーポイント資料の活用
- など、様々な方法があります。

## 【交通安全テスト】

毎月、関係機関を通じて配信しているものです。



ご観いただけます。

○ 解答・解説

交通安全テスト  
平成27年11月号

問題

正しいのは? A. どちらもOK B. どちらもNG C. どちらか一方OK

① 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。

② 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す歩行者がいる。この場合、歩行者が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す歩行者がいる。この場合、歩行者が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す歩行者がいる。この場合、歩行者が優先する。

③ 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。

○ 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。

□ □ □

④ 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。

□ □ □

⑤ 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。

□ □ □

⑥ 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。 ● 信号機で停止した後、右側に横断歩道があるが、歩道を渡す車両と歩行者がいる。この場合、歩道を渡す車両が優先する。

□ □ □

※ 平成31年11月号から毎月掲載しています。

## 【中高生のための自転車の交通事故防止2019】

大阪府教育庁等を通じて配信しているものです。  
大阪府警察ホームページからも、ダウンロードしていただけます。

### 主な内容

- ①自転車関連事故発生状況について
- ②自転車の通行方法について
- ③自転車運転者講習制度について
- ④自転車保険の加入について

中高生のための  
自転車の交通事故防止  
2019  
交通総務課自転車対策室

## 自転車運転者講習制度

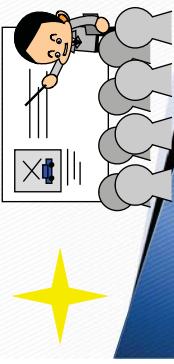
自転車運転者講習制度の受講命令令〔道交法第108条の3の4〕  
⇒ 都道府県公安委員会は、次に掲げる規定の違反行為（「危険行為」）を反復してした  
自転車運転者に対し、都道府県公安委員会が行う「自転車運転者講習」の受講を命じ  
ることができます。

みなさん、知っていますか？

平成27年6月から

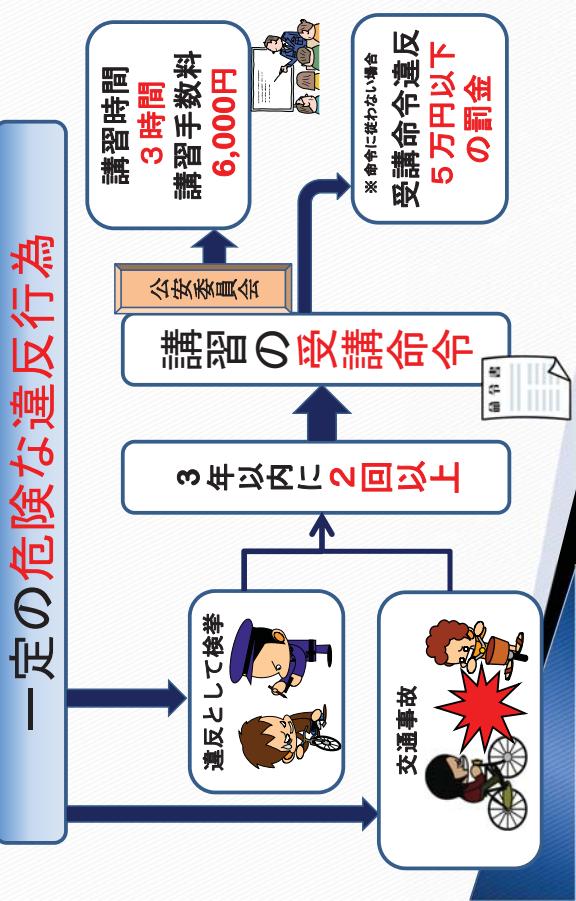
## 「自転車運転者講習制度」

が始まっています！



**？自転車運転者講習制度とは・・・**

## 一定の危険な違反行為



講習制度の対象者は**14歳以上**

大阪では、21,000件以上（平成27年6月～令和元年8月末）  
自転車の違反で検挙されたり、  
違反行為を伴った事故を起こしてい  
ます。  
中・高校生4人が、講習対象者に！！

危険な違反行為をして登録されている件数（平成27年6月～令和元年8月末）

年齢	男性	女性	合計
14歳	65	14	79
15歳	195	83	278
16歳	273	155	428
17歳	297	157	454
18歳	337	126	463
合計(件)	1,167	535	1,702

参考にもう一つ・・・



自転車の違反で検挙されたり、  
違反行為を伴った事故を起こしてい  
ます。

中・高校生4人が、講習対象者に！！

大阪府自転車条例により  
平成28年7月1日から  
**「自転車保険の加入」**  
が義務づけられています！



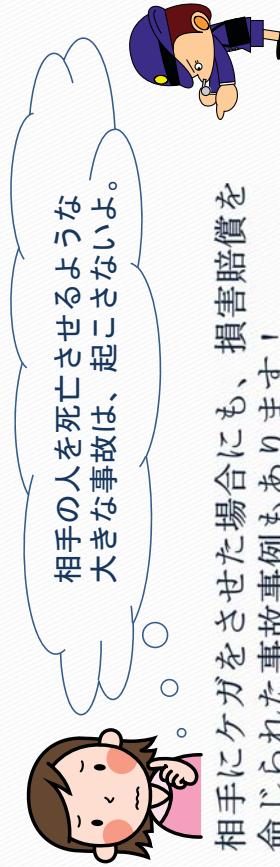
## 自転車利用者が高額賠償や実刑命じられた判決事例

**神戸地裁（2013年7月） 9520万円**  
坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の62歳女性と衝突。  
女性は意識不明。

**東京地裁（2007年4月） 5438万円**  
信号を無視した37歳男性の自転車が歩行中の55歳女性と正面衝突。女性は死亡。

**大阪地裁（2007年7月） 3000万円**  
歩道上で無灯火の15歳少年の自転車が歩行中の62歳男性と正面衝突。男性は死亡。

**大阪地裁（2011年11月） 禁錮2年**  
60歳男性の自転車が安全確認をせずに渋滞の切れ目から道路を横断。その自転車を避けようとしたタンクローリーが歩道に乗り上げ男性2人と衝突。男性2人は死亡。自転車が死亡事故を誘発したとして実刑判決。



相手にケガをさせた場合にも、損害賠償を命じられた事故事例もあります！

**事例1：友人たちと2列になつて歩道を歩行中、立ち止まって携帯電話中の歩行者に追突して、負傷させた。**  
損害賠償：**約55万円**（平成15年9月：千葉地裁判決）

**事例2：路側帯を自転車で走行中に、脇見運転をし、歩行者に追突して負傷させた。**  
損害賠償：**約270万円**（平成23年8月：大阪高裁判決）

自転車利用者も加害者になります！

# 自転車保険への加入確認

## 事故の相手方を補償する自転車保険の種類

- 自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で補償されます。
- TSマーク付帯保険は、自転車安全整備店で購入、点検、整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険です。



保険に加入  
していますか？



自転車保険の種類		保険の特徴
個人賠償責任保険	自転車専用保険	自転車事故に備えた保険
自動車保険の特約	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
火災保険の特約	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
傷害保険の特約	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共済	こくみん共済 corp.、市民共済など	こくみん共済 corp.、市民共済など
団体保険	会社等の団体保険	団体の職員向けの保険
	PT/Aの保険	PT/Aや学生が窓口となる保険
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険	
クレジットカードの付帯保険	カード会員向けに付帯した保険	

自転車は手軽に乗れる、  
とても便利な乗り物です。  
しかし、ひとたび事故を起こせば、  
被害者にも、被疑者にもなり得ます。  
自転車に乗るときは

## 「車両の運転者」

になることを、しっかりと  
指導してあげてください。



大阪府警察本部自転車対策室

**【講義】**

**「地域と連携した自転車通学指導」**

大阪府立東百舌鳥高等学校

教諭 福島 洋平

**【MEMO】**

## 地域と連携した自転車通学指導

大阪府立東百舌鳥高等学校  
教諭 福島 洋平



## 本校の取り組みポイント

1. 校外の巡回指導
2. 協調学習を導入し、主体的な学びの育成
3. 地域との絆
4. 生徒指導のブログの立ち上げ

## 生徒の実態

1. 自転車の運転は、10年以上のベテラン
2. 小学校や中学校まで、徒步通学者が多数
3. 実際に注意や指導された経験が少ない
4. 生徒の9割が自転車通学
5. 登下校の時間が同じ

## 生徒の課題

1. ながら運転の危険性は、実際に体験しない、  
と認識しづらい。
2. 高校生が特別自転車マナーが悪いわけでなく、生徒も一般の方も、正しい交通マナーを認識できていないことも少なくない。
3. 登下校時刻に混雑し、**一時的にマナー違反**  
になってしまう。※ 苦情が集中

1. ながら運転の危険性は、実際に体験しない、  
と認識しづらい。

## 学校の取り組みは十分？何が問題？

学校として、取り組めることと取り組めないことを明確にすることで、地域からの苦情に対して、的確に対応していく。



1. 生徒の実態や課題にあつた教育活動が適切に行われているか？
2. 地域との絆はできているのか？

## 年間で計5回の校外巡回指導を実施

- ・登校指導週間 4月・9月・1月
- ・下校指導週間 6月・11月
- ・4月は1週目に設定しており、特に新入生に対して、効果が高い。

- ・上記以外でも、適宜、校外巡回をして、挨拶することでの地域の方に親しみを持つてもらい、苦情を減らすことができた。

## 何がおかしいでしょうか？



## 自転車は車両信号で進む！



# 警察官と合同で、登校指導！



## 協調学習による主体的な学びの育成

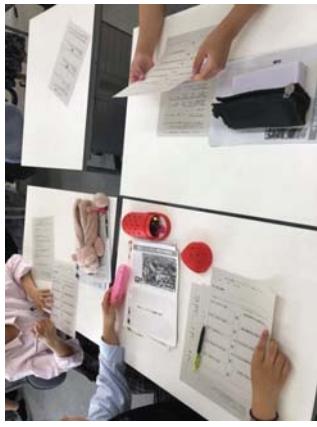
- STEP1. 生徒に自転車マナーを向上させるために、6月に協調学習を実施
- STEP2. その後に、警察官の交通安全に関する講習会＆質問会を実施
- STEP3. その講習会と質問会に地域の各自治会長らを招待し、学校は地域の一つであること認識させる

## 協調学習の資料

### 交通安全グループワークシート

○日常生活での自転車利用について考えよう。	
・日常生活のどのような場面で自転車を使うことが多いですか。	
・中学校、高校で利用頻度はどう変わりましたか。	
・これまでに経験、目撲した事例や、「ヒヤリ」と感じた危険にはどのようなものがありましたか。	
No.	1年 組番 名前: _____
○自転車のマナーとして認められることがあります。(○)、法律で禁止されていないが、やるべきではないことに△)、法律で禁止されていることがあります(△)を記入してみよう。	
内覧	
1:	自転車は道のどちら側でも走る良い
2:	道路のある交差点で信号機に止まらず、一気に右折しても良い
3:	歩行者が気付いていない場所で、ヘルメットを脱いでおしゃべりする。
4:	自転車で来店のことで、傘をさして歩く。
5:	スマートのGPSで動きを監視しながら走る。
6:	イエローランで音楽を聴きながら走る。
7:	一時的に他の自転車のものなので、自転車は気にしない。
8:	二輪乗りは気をつけねば良い。
9:	眼が合つたがライドをつづけずに走った。
10:	友達と出掛けながら、これからも走るが目的だが、歩道を走つても良い。
11:	自転車は車道を走るのが原則だが、歩道を走つても良い。

## 協調学習の狙い



生徒**自らが**課題を見つけ、その課題対策として、どのようなルールや行動が必要かを議論させることで、自転車マナーを順守しようとする意識を高める

## 警察官による交通安全教育

## 登下校の危険箇所について講演



交通安全教育の講演会  
参加者は誰でしょう？

各自治会長より講話

日頃の見守り活動について



## 自治会長の招待の狙い

- ・学校としての取り組みや生徒の様子を実際に見ていただいたことで、生徒に対する偏見や不信感を和らげ、親しみを持つていただく
- ・自治会長からのスピーチを実施することで、地域の思いや願いを直接、生徒に伝えていただく
- ・地域の協力を求めやすい

### 【成果】

各地域と連携し、登下校中の危険な箇所に標識を設置するよう堺市に申請し、速やかに設置が完了

## 連合自治会の寄合に参加



## 地域との交流

### 堺市の職員と現地調査1



## 堺市の職員と現地調査2



## 生徒指導ブログの立ち上げ

- 学校側での指導内容を公表することのメリット
- ①『どんな指導をしているのか』という苦情に対して効果あり
  - ②苦情があつた際に、迅速に指導内容をブログで公開していいるため、同じ方からの苦情が減少

## 生徒への注意喚起の配布物や指導実績を時系列で表示！



※ 夏季休中の過ごし方にについて

7月13日 雨天時の自転車乗車には、レインコート着用の連絡

7月5日 西堺警察署管内学警連絡会

※ 生活安全と自転車マナー交通安全のため、情報交換

6月28日 南堺警察署管内学警連絡会

※ 生活安全と自転車マナーや交通安全のため、情報交換

6月20日（月）～24日（金）特別下校指導を実施 ※学校周辺の巡回指導

※先週に引退選手、後の生徒に対して、自走車マナー指導を実施

6月13日（月）～17日（金）目標達成マナー 特別強化指導

※正門付近にて、一列進行（イヤホン）危険スマホ危険などの巡回指導

6月9日 駅静全員集会

（校長より）全生徒対象に講話

※講話内容：交通安全について

## 懸垂幕で生徒と地域の方にアピール



注 意  
生活指導課  
本日、近隣の方より本校の生徒と地元事務所があつた  
と連絡がありました。併せたり、携帯を紛失したり  
することないようにしなさい。事故を未然に防ぐべく心掛  
けが何よりも大切です。万一、事故があった場合、脚  
手としての場を立ち去ることなく、必ず警察に連絡し、  
高校生らしい言動を心掛け下さい。  
また、自転車は駐輪場と同じ扱いになります。東道  
を走行する際、東側面に左側通行となり、交差点では、  
東道の信号機で横断になります。  
車道を走行する場合、歩行者優先となり、充分、注  
意を払い、通行運転をしなければなりません。  
自分の運転マナーに問題がないかを今一度振り返  
り、高校は地域の中の一つの施設であるといふことを  
忘れず、東百舌鳥高校として、恥ずかしくない言動  
がきちんと出来るよううしてください。

4月1日～15日 特別強化指導期間

今後とも御指導・ご鞭撻を宜しく  
お願い致します。  
ご清聴ありがとうございました。



【MEMO】

【MEMO】

【MEMO】